

近八建第 176 号  
近八都第 239 号  
令和 7 年 2 月 28 日

関係団体の長 様

近江八幡市都市整備部建築課長  
近江八幡市都市整備部都市計画課長

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制開始に伴う「宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面」の近江八幡市における取扱いについて（通知）

平素は、本市の開発及び建築行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県内では、令和 7 年 4 月 1 日に宅地造成及び特定盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）の規定による区域を指定し、規制を開始することを予定しています。規制開始後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認申請（計画通知を含む以下同じ。）においては、建築基準関係規定として盛土規制法の適用を受けることとなります。

つきましては、令和 7 年 4 月 1 日以降に確認済証が交付される建築物の確認申請において、盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の添付が必要となりますが、近江八幡市における建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 に規定されるその書面の取扱いを下記の通りとしますのでお知らせします。

新たな制度の円滑な運用のため、貴機関の会員の皆様にも広くご周知をお願いします。

#### 記

- 1 令和 7 年 4 月 1 日以降に確認済証が交付される建築物の確認申請において必要となる盛土規制法の規定に適合していることを証する書面を、以下のいずれかとします。

- ① 都市計画法に基づく開発許可証（※ 1）の写し
- ② 盛土規制法に基づく許可証、証明書（※ 2）の写し
- ③ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可不要確認書（近江八幡市域用）（別添）

※ 1 法第 29 条第 1 項又は第 2 項、法第 34 条の 2 第 1 項（令和 7 年 4 月 1 日以降のものに限る）

※ 2 法第 12 条第 1 項、法第 15 条第 1 項、法第 16 条第 1 項又は第 3 項、省令第 88 条

- 2 本取扱いの適用区域

近江八幡市（山間部を除く）

※山間部につきましては滋賀県の所管となります。

- 3 運用開始日

令和 7 年 4 月 1 日

#### お問い合わせ連絡先

〒521-1392 近江八幡市安土町小中 1-8

近江八幡市 都市整備部 建築課

TEL:0748-36-5544 FAX:0748-36-5595

MAIL:SHIDOU@city.omihachiman.lg.jp

近江八幡市 都市整備部 都市計画課

TEL:0748-36-5510 FAX:0748-32-5032

MAIL:011210@city.omihachiman.lg.jp

# 「宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面」の 近江八幡市（山間部は除く）における運用について

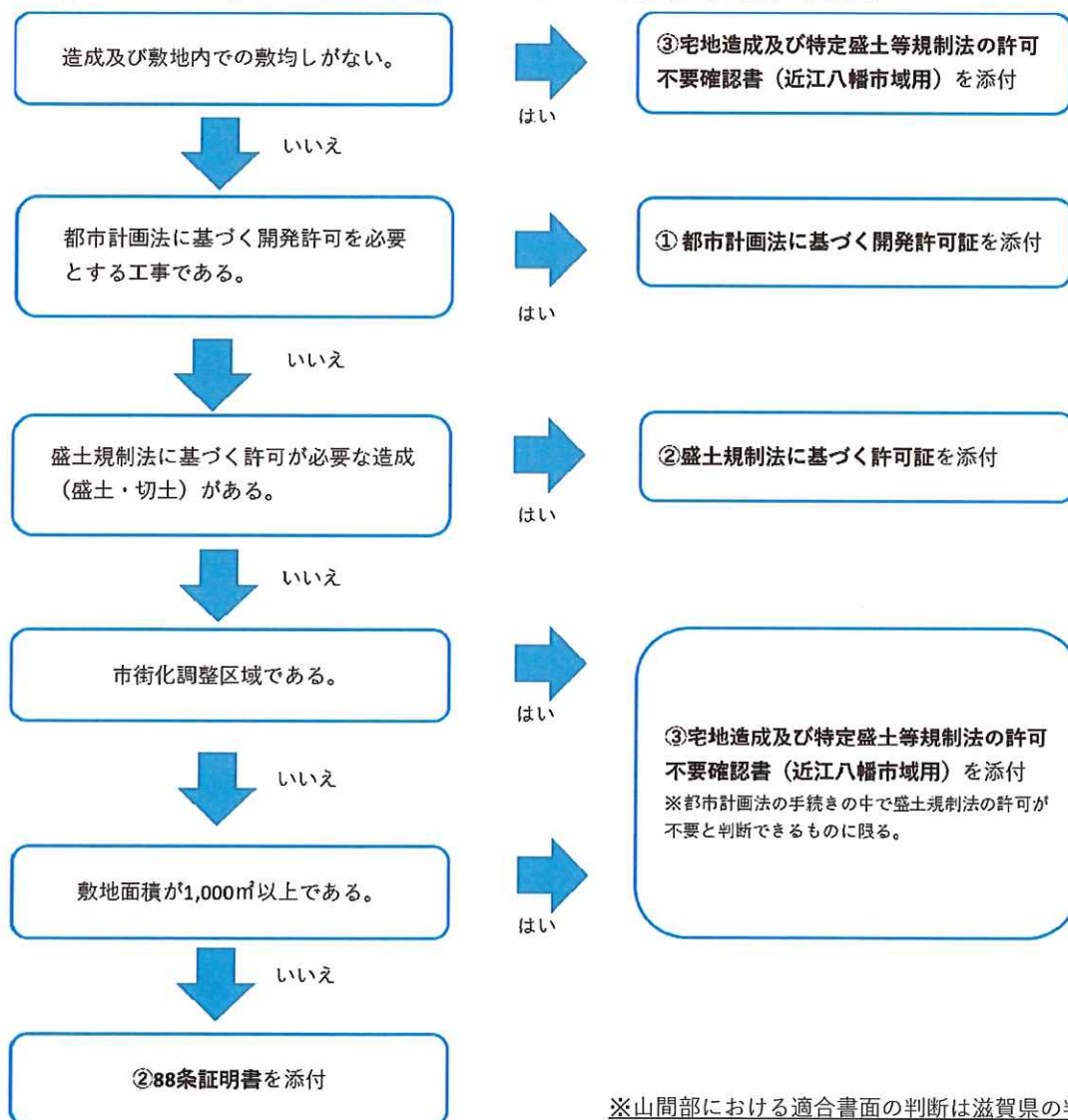
令和7年4月1日以降に確認済証が交付される建築物の確認申請（計画通知含む）には、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規定に適合していることを証する書面が必要となります。本市では、盛土規制法の規定に適合していることを証する書面として、以下のいずれかの添付を求めます。

- ① 都市計画法に基づく開発許可証（※1）の写し
- ② 盛土規制法に基づく許可証、証明書（※2）の写し
- ③ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可不要確認書（近江八幡市域用）（別添）

※1 法第29条第1項又は第2項、法第34条の2第1項(令和7年4月1日以降のものに限る)

※2 法第12条第1項、法第15条第1項、法第16条第1項又は第3項、省令第88条

## ■宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の適用フロー



※山間部における適合書面の判断は滋賀県の判断による

### ○盛土規制法の所管先について

近江八幡市は全域が宅地造成等工事規制区域となりますが、山間部については盛土規制法の所管先が異なります。詳しくはホームページ掲載の宅地造成等工事規制区域図を確認ください。

問い合わせ先

近江八幡市 建築課 電話：0748-36-5544  
 都市計画課 電話：0748-36-5510  
 〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中1-8



近江八幡市域用（山間部除く）

宅地造成及び特定盛土等規制法の許可不要確認書

年 月 日

建築主事又は建築副主事 様

指定確認検査機関 様

建築主 住所  
氏名

[Redacted]

調査者 住所  
氏名

[Redacted]

連絡先

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）第12条の許可の要否について確認しました。  
なお、下記の内容について、事実に相違ありません。

建築場所		
敷地面積		m <sup>2</sup>
都市計画区域の種別（市街化区域・市街化調整区域）	市街化区域	
盛土規制法の規制区域の種別	宅地造成等工事規制区域	
確認欄	確認内容	判定結果
<input type="checkbox"/>	①土地の区画形質（盛土・切土）の変更の有無 ・土地の区画形質の変更の変更はあるか。（法面に擁壁を設置する行為も含む）	無
①で土地の区画形質の変更を無と選択した場合、②の入力はしないでください。（各数値が0になっていることを確認して下さい。）		
<input type="checkbox"/>	②土地の区画形質の変更内容（該当する行為によって生じる周囲の地盤面からの最高高さを記載）	0
<input type="checkbox"/>	・盛土により生ずる崖の最高高さは右記のとおり（最高高さ 0 m）	OK
<input type="checkbox"/>	・切土により生ずる崖の最高高さは右記のとおり（最高高さ 0 m）	OK
<input type="checkbox"/>	・盛土と切土を同時に行うことで生じる崖の最高高さは右記のとおり（最高高さ 0 m）	OK
<input type="checkbox"/>	・盛土で生じる周辺地盤面との高低差は右記のとおり（最高高さ 0 m）	OK
<input type="checkbox"/>	・盛土または切土をする土地の面積※は右記のとおり（面積 0 m <sup>2</sup> ）	OK
※盛土または切土全体で、「盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分の面積		
<input type="checkbox"/>	③都市計画法上の手続き（都市計画法第29条の規定による許可は除く）の有無 ・都市計画法第43条許可又は都市計画法施行規則第60条証明を取得しているか。	無

■判定結果

宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要さない工事に該当するため、本確認書にて法適合の確認が可能です。

（注意）

- ・本様式は建築確認申請に伴う造成行為について盛土規制法の許可の要否を確認する様式となります。
- ・盛土規制法の許可書等に代えて建築確認申請書に本様式を添付できるのは、造成行為がない場合又は都市計画法上の手続き（都市計画法第43条許可や都市計画法施行規則第60条証明）の中で盛土規制法の許可が不要と判断できる場合に限ります。なお、都市計画法第29条許可を受けている場合は、その許可書を添付してください。
- ・盛土規制法の許可要否を判断するための盛土等の高さ、面積を入力する際には申請地の既存部分について地盤条件等を確認し、適切に設定願います。
- ・氏名欄について、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載願います。